

県立体育館条例（昭和42年岩手県条例第23号。以下「条例」という。）第7条第2項の規定により、岩手県営体育館の利用料金を次のとおり承認した。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 表1に掲げる額（附属の施設又は設備を使用する場合にあつては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）
- 2 条例第4条の規定による許可を受けた場合にあつては、表3に掲げる額
- 3 1により算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額

表1 施設の利用料金

区 分			普通利用料金								特別利用料金
			全館貸切使用						区分使用	個人使用	
			8時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 21時まで	8時から 17時まで	12時から 21時まで	8時から 21時まで	1区分1 時間まで ごとに	1人4時 間までご とに	
入 場 料 等 を 徴 収 し な い 場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	学生及 び生徒	円 2,650	円 4,150	円 5,530	円 6,800	円 9,680	円 12,330	円 480	円 80	休日割増料 日曜日、土 曜日、国民の 祝日に関する 法律（昭和23 年法律第178 号）に規定す る休日、12月 29日から31 日までの日並 びに1月2日 及び3日（以 下「休日」と いう。）に、そ 他の催しに 使用する場 合においては、 普通利用料金 の額の2割に 相当する額 （100円未満 の端数は、切 り上げる。）を 別に徴収す る。
		一般	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	820	90	
	その他の催しに使用 する場合	26,480	41,470	55,320	67,950	96,790	123,270	2,410			
入 場 料 等 を 徴 収 す る 場 合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	学生及 び生徒	5,300	8,300	11,060	13,600	19,360	24,660	680		
		一般	10,600	16,600	22,120	27,200	38,720	49,320	1,150		
	その他の催 しに使用す る場合	興行と して行 うもの でない 場合	39,720	62,210	82,980	101,930	145,190	184,910	3,790		
		興行と して行 うもの である 場合	79,440	124,420	165,960	203,860	290,380	369,820	7,240		

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

2 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

3 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合には、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

3月以上6月未満	95パーセント
6月以上12月未満	85パーセント
12月	75パーセント

表2 附属の施設又は設備の利用料金

区 分	単 位	利用料金	
		アマチュアスポーツに使用する 場合	その他の催しに使用する場 合
会議室	1時間までごとに	円 220	円 520
ステージ	1時間までごとに	220	680
選手控室	1室1時間までごとに	180	360
放送設備	1式1時間までごとに	220	520
電光掲示板	1式1時間までごとに	260	520
総合演技台	1台1時間までごとに	1,050	2,090
ピアノ	1台1時間までごとに	420	840
いす（3人用）	1脚5時間までごとに	30	60
いす（1人用）	1脚5時間までごとに	20	40
机	1台5時間までごとに	30	60
体操用具	1式1時間までごとに	850	1,700
バスケットボール用具	1式1時間までごとに	130	260
バレーボール用具	1式1時間までごとに	30	60
テニス用具	1式1時間までごとに	40	80
ハンドボール用具	1式1時間までごとに	40	80
バドミントン用具	1式1時間までごとに	30	60
卓球用具	1式1時間までごとに	60	120
フットサル用具	1式1時間までごとに	40	80
トランポリン	1式1時間までごとに	130	260
レスリングマット	1式1時間までごとに	150	300
ショートマット	1枚1時間までごとに	30	60
ロングマット	1枚1時間までごとに	40	80
シャワー	1回につき		円 100
電気料及び暖房料	電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額		

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

表3 条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

1人1時間までごとに160円

4 利用料金の適用年月日

平成21年4月1日